

四万十町公式LINEでも情報配信中!

役場からのお知らせや町内の情報がLINEで届きます!



お問い合わせ先 | 企画課 ☎ 22-3124

令和7年度 防災講演会

～最前線で見た、本当に必要な支援～

イベント

地域の防災力を高め、南海トラフ地震などの災害に備えるための講演会を開催します。講師は今も能登半島地震の最前線で活動を続ける重機ボランティアのお二人です。

行政の手が届きにくいリアルな現場や、住民主体の防災活動について語っていただきます。どなたでも参加可能です。貴重なこの機会に、ぜひご来場ください。

【講師】

ヒューマンシールド神戸 吉村誠司さん
TEAM B-DASH 藤丸剛さん

- 日時 2月28日(土)9:30～12:00
- 場所 四万十町コンベンションホールきらら大正
- 参加費 無料



お問い合わせ先 危機管理課 ☎ 22-3280

「四万十町空家等対策計画」の改定に関わる意見公募

募集

四万十町では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家の適正管理に関する基本的な施策を定めた、「四万十町空家等対策計画」を平成28年12月に策定しています。計画期間満了に伴い、令和8年度から10年間の計画の改定を行いますので、町民の皆さまからの意見を募集します。

- 意見公募の案件名 四万十町空家等対策計画(案)
- 意見公募期間 3月2日(月)～3月23日(月)
- 資料の閲覧方法
 - (1)閲覧所での閲覧
 - ①本庁1階閲覧所
 - ②大正地域振興局1階閲覧所
 - ③十和地域振興局1階閲覧所
 - ④興津出張所閲覧所
 - (2)町ホームページでの閲覧
- 意見の提出方法
 - (1)意見箱による投函
 - (2)郵送

〒786-8501
四万十町琴平町16-17
四万十町役場建設課宛
 - (3)FAX 22-5040
 - (4)直接提出
建設課へお越しください
 - (5)電子メール
109040@town.shimanto.lg.jp



お問い合わせ先 建設課 ☎ 22-3120

「四万十町一般廃棄物(ごみ、生活排水)処理基本計画」の改定に関わる意見公募

募集

四万十町では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、本町の一般廃棄物(ごみ、生活排水)の処理に関する基本方針を示すため、「一般廃棄物処理基本計画」の改定に取り組んでいます。このたび、計画(案)を取りまとめましたので、町民の皆さまからの意見を募集します。

- 意見公募の案件名 四万十町一般廃棄物処理基本計画(案)
- 意見公募期間 2月13日(金)～3月6日(金)
- 資料の閲覧方法
 - (1)閲覧所での閲覧
 - ①本庁1階閲覧所
 - ②大正地域振興局1階閲覧所
 - ③十和地域振興局1階閲覧所
 - ④興津出張所閲覧所
 - (2)町ホームページでの閲覧
- 意見の提出方法
 - (1)意見箱による投函
 - (2)郵送

〒786-8501
四万十町琴平町16-17
四万十町役場環境水道課宛
 - (3)FAX 22-5040
 - (4)直接提出
環境水道課へお越しください
 - (5)電子メール
110000@town.shimanto.lg.jp



お問い合わせ先 環境水道課 ☎ 22-3119

「四万十町地球温暖化対策実行計画」の改定に関わる意見公募

募集

四万十町では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定により、町内における二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減を推進するための総合的な計画として、「四万十町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の改定を予定しています。

このたび、計画(案)を取りまとめましたので、町民の皆さまからの意見を募集します。

- 意見公募の案件名 四万十町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)
- 意見公募期間 2月13日(金)～3月6日(金)
- 資料の閲覧方法
 - (1)閲覧所での閲覧
 - ①本庁1階閲覧所
 - ②大正地域振興局1階閲覧所
 - ③十和地域振興局1階閲覧所
 - ④興津出張所閲覧所
 - (2)町ホームページでの閲覧
- 意見の提出方法
 - (1)意見箱による投函
 - (2)郵送

〒786-8501
四万十町琴平町16-17
四万十町役場環境水道課宛
 - (3)FAX 22-5040
 - (4)直接提出
環境水道課へお越しください
 - (5)電子メール
110000@town.shimanto.lg.jp



お問い合わせ先 環境水道課 ☎ 22-3119

犬・猫の飼い方について



犬や猫などを捨てたり(遺棄)、虐待したりすることは「動物の愛護及び管理に関する法律」に違反し、罰金が科せられる犯罪行為です。ペットを迎える際は、生涯にわたって責任を持って飼育しましょう。繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術を実施することが飼い主の重要な責務です。

お問い合わせ先 環境水道課 ☎ 22-3119

四万十町通信 R7年7月号



新制度「こども誰でも通園制度」開始

お知らせ

令和8年4月から、保護者の就労の有無に関わらずすべての子どもが保育の場を利用できる制度がスタートします。町内3か所の子育て支援センターでは、月10時間まで午前中に利用できます。

子育てのリフレッシュやお子さんの成長の場として、ぜひご活用ください。詳しい内容や最新のお知らせは、町のホームページで随時お知らせします。

また、制度の詳細については「こども誰でも通園制度」ポータルサイトをご覧ください。

お問い合わせ先 生涯学習課 ☎ 22-3576

こども誰でも通園制度



ポータルサイト